

☺ 相談支援専門員とは

相談支援とは、障がい児等が、さまざまなサービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、「望んでいることは何か」「何を支援すればよいか」「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政等とネットワークを構築しながら行う支援です。

障がいのある子どもの親自身が利用できるサービスの情報を得て、自ら利用手続きを行い、適切にサービスを活用していくことは、さまざまなサービスが地域に広く散在していたり、必要なサービスが地域に不足しているといったこともあり、なかなか困難なことです。

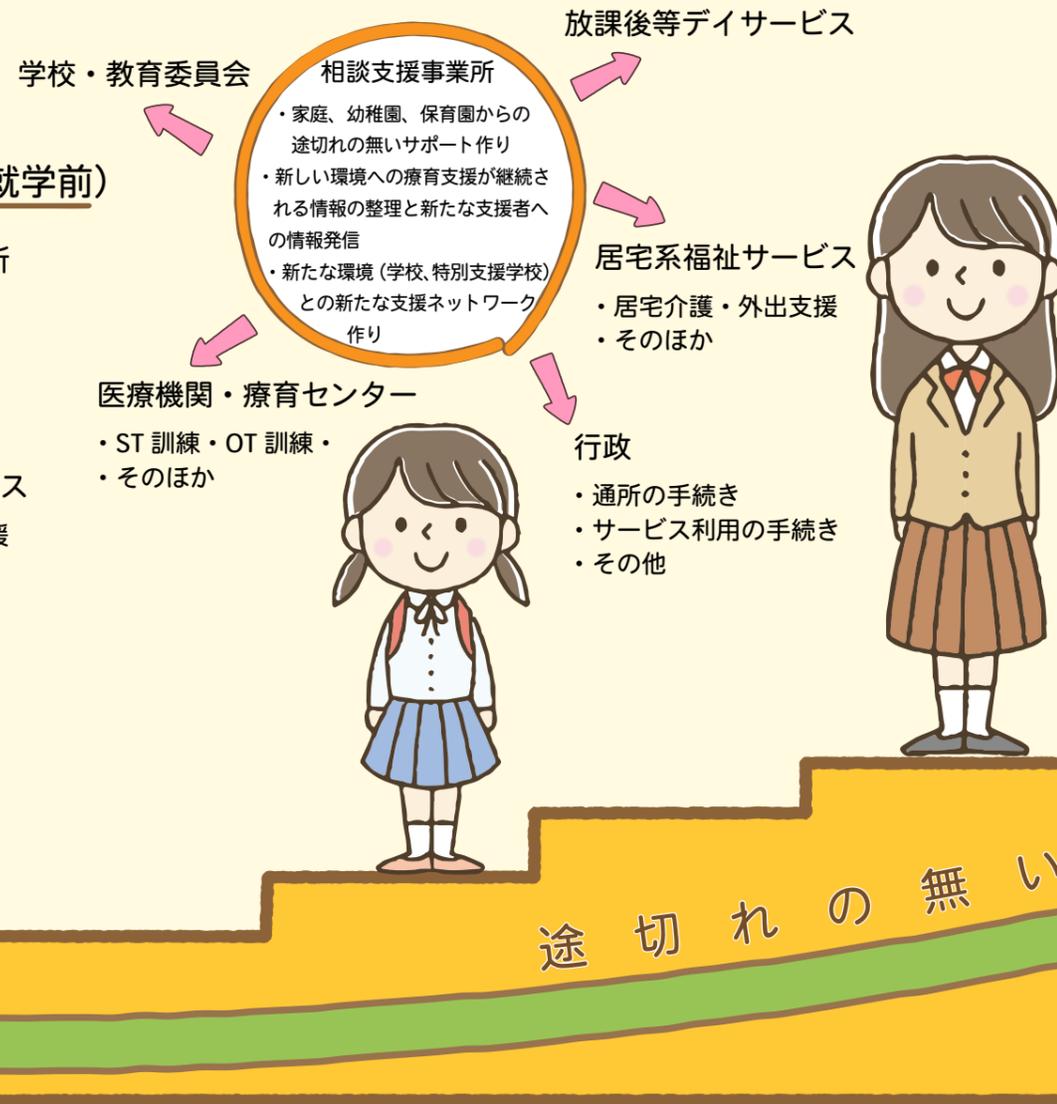
相談支援専門員は障がい児やご家族等に寄り添いながら、その人に適した障がい福祉サービスなどの情報を広く提供したり、必要なニーズをアセスメントし、活用できるサービスについてわかりやすく説明します。

総合的な支援計画（サービス等利用計画）を作成し、その計画に沿って複数のサービスを調整し、一体的・総合的なサービス提供を確保するのが相談支援専門員の役割です。

● ライフステージに応じた相談支援（生後～就学前）

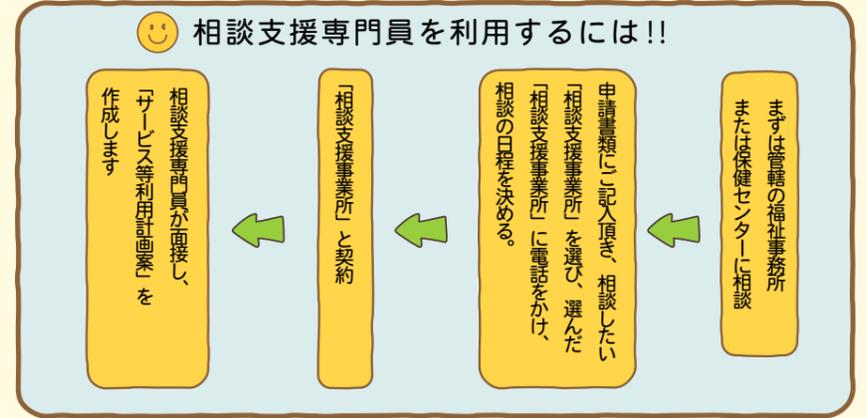


● ライフステージに応じた相談支援（小学校～高校卒業）

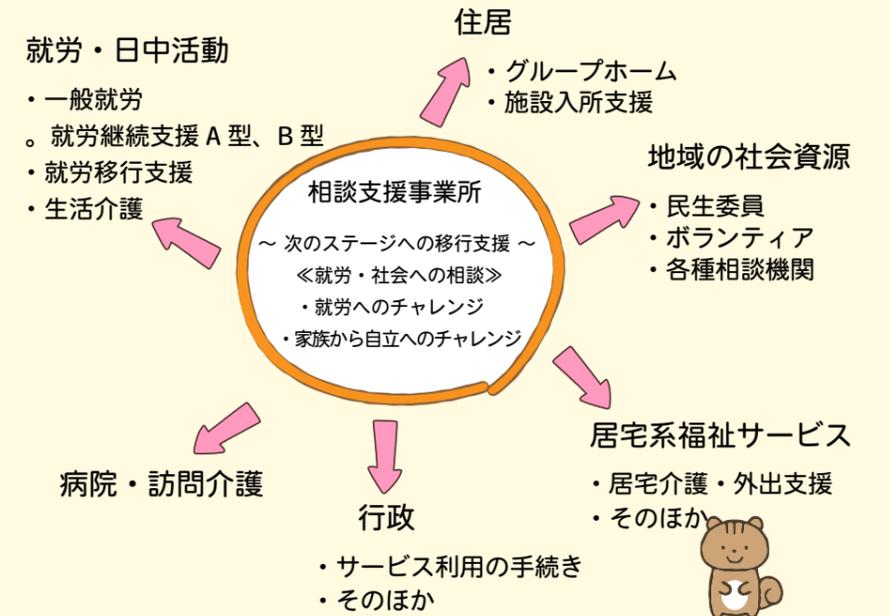


途切れない、つながる支援を目指して

☺ 相談支援専門員を利用するには!!



● ライフステージに応じた相談支援（高校卒業後）



途切れの無いサポート